**佐伯市まちづくり「交流倶楽部」（入会規定）**

（趣　旨）

1. 佐伯市まちづくり「交流倶楽部」（以下、交流倶楽部）は、市内でボランティアやまち

づくり活動をされている団体等が互いに交流し、情報や意見の交換、市からの情報収集等を行うことにより、まちづくり活動の活性化を図ることを目的とする。

交流倶楽部は、その運営にあたって、各種まちづくり団体等のそれぞれの活動をお互い　に尊重する。

（役　割）

1. 交流倶楽部の役割は、各種まちづくり団体等の相互の情報や意見交換と、市や事務局

から情報を共有することにより、まちづくり活動の活性化を図ることとする。

交流倶楽部に入会した団体等は、事務局（株式会社まちづくり佐伯）からの要請にできるだけ協力をする。

（入会団体等）

1. 交流倶楽部の登録

（１）交流倶楽部へ入会できる団体等

交流倶楽部に入会できる団体等は、佐伯市内で活動する各種まちづくり団体等（佐伯市外の団体等も含む）とする。各種まちづくり団体等とは、住みやすいまち、活気のあるまちを指してさまざまな活動等を行い、又はこれらに興味をもっている市内外の団体・グループ及び個人をいう。

（２）交流倶楽部への入会・更新・変更登録

交流倶楽部へ入会をする場合は、別紙様式1佐伯市まちづくり「交流倶楽部」入会申込書により届け出る。なお登録期間は1年とし、登録更新については、活動年間計画及び総会資料等実績の分かる資料の提出によるものとする。別紙様1　佐伯市まちづくり「交流倶楽部」入会申請書により届け出た内容に変更が生じた場合は、別紙様式2佐伯市まちづくり「交流倶楽部」変更届を速やかに提出する。

（３）交流倶楽部からの退会

交流倶楽部からの退会を希望する場合は、別紙様式3佐伯市まちづくり「交流倶楽部」退会届を速やかに提出する。

(会合等)

1. 交流倶楽部および事務局の運営会議等

（１）交流倶楽部

意見交換会等を必要に応じ、随時開催する。

（２）事務局

①倶楽部の意見や要望を基に、講座やイベントを企画開催できるものとする。

②交流倶楽部相互間の活動内容の発表や懇談を通して、相互理解を深める情報交換の場を設けることができるものとする。また、新規取り組み計画等を提案し、賛同団体と協力実施することができるものとする。

（さいき城山桜ホール 市民協働センター相談室・交流スペースの利用について）

1. 交流倶楽部への入会登録をした団体等は、さいき城山桜ホール市民協働センター相談

室を利用することができ、交流スペースを優先で利用することができる。ただし、佐伯市が主催または共催する行事を行う場合はこれを優先する。また利用については別紙 さいき城山桜ホール 市民協働センター相談室・交流スペースの利用条件に従い、利用するものとする。

(その他)

1. この規定に定めるもののほか、センターの適正な管理において、必要な事項は別に

定めることができるものとする。

**さいき城山桜ホール市民協働センター相談室・交流スペースの利用条件**

①利用予約について

利用は事前予約制とし、交流倶楽部会員であること及び団体名、利用日付、利用時間、活動内容をさいき城山桜ホール受付窓口に直接又は電話で伝え利用予約を行う。

※注意事項

・活動内容によっては、利用予約をお断りする場合があります。

・以下の内容では市民協働センターは利用できません。

大人数の会議や集会・イベント、音響機器を使用する事業・イベント、参加者から受講料や資料代等の料金を徴収する事業

②利用時間について

交流スペース利用時間・・・原則として、午前９時～午後１０時

相談室利用時間・・・午前９時～午後１０時の間での原則2時間